

東京データプラットフォーム  
メタデータ掲載サービス規約

## 目次

第1条（定義） .....	3
第2条（本サービスの利用） .....	4
第3条（メタデータ掲載） .....	4
第4条（メタデータ変更の届出） .....	4
第5条（甲の免責） .....	5
第6条（乙の責任） .....	5
第7条（本サービスの利用中止） .....	6
第8条（甲によるメタデータの利用等） .....	6
第9条（メタデータの強制削除） .....	6
第10条（有効期間） .....	7
第11条（不可抗力免責） .....	7
第12条（利用料金） .....	7
第13条（本サービスの提供中止） .....	7
第14条（本サービスの廃止） .....	7
第15条（残存条項） .....	8
第16条（権利義務の譲渡） .....	8
第17条（規約の追加・変更） .....	8
第18条（準拠法） .....	8
第19条（合意管轄） .....	8
第20条（協議事項） .....	8

## 東京データプラットフォーム メタデータ掲載サービス規約

本規約は、東京都（以下「甲」という。）が運営するデータ連携基盤（第1条第7号で定義する。）上で甲がメタデータ提供者（以下「乙」という。）に対し提供する本サービス（第1条第9号において定義する。）の利用条件等を定めるものである。

甲と乙は本規約に定めることのほか、会員規約（第1条第2号において定義する。）に従う。本規約において会員規約と異なる事項を定めた場合は、本規約が優先して適用されるものとする。

**第1条（定義）**

本規約において、次に掲げる語は次の定義による。

- (1) アドバイザーサービス  
「東京データプラットフォーム アドバイザーサービス規約」に定める甲が会員に対して提供する他の会員とのマッチング等のサービス（<https://www.tdpf-hp.metro.tokyo.lg.jp/services/>）
- (2) 会員規約  
東京データプラットフォーム 会員規約
- (3) 仮名加工情報  
個人情報保護法第2条第5項に規定する情報
- (4) 個人関連情報  
個人情報保護法第2条第7項に規定する情報
- (5) 個人情報  
個人情報保護法第2条第1項に規定する情報
- (6) 個人情報保護法  
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (7) データ連携基盤  
東京データプラットフォームにおいて、会員間の相互のデータの提供、会員による甲に対する又は甲による会員に対するデータの提供等を可能とする東京都が提供するシステム
- (8) 匿名加工情報  
個人情報保護法第2条第6項に規定する情報
- (9) 本サービス  
会員規約第23条第2項に基づく他の会員と直接データの提供に関する契約の締結を目的として、乙が提供を予定するデータに関するメタデータを掲載するためのデータ連携基盤上の領域を甲が会員に対し提供するサービス（掲載方法の詳細等は東京データプラットフォームウェブサイト（<https://www.tdpf-hp.metro.tokyo.lg.jp/>）にて記載する。）
- (10) メタデータ

乙が他の会員に提供するデータに関する属性、提供条件その他の関連する情報詳細

## 第2条（本サービスの利用）

甲は、乙に対し、本規約で定める条件に従い、本サービスを提供するものとする。

## 第3条（メタデータ掲載）

乙は、メタデータの掲載を求める場合、甲が別途定める様式及び方法にて、掲載を希望するメタデータを甲に提示し、メタデータの掲載の申請をするものとする。

2 メタデータは、下記の記載を含むものとする。

- (1) 個人情報、仮名加工情報及び個人関連情報を含まない旨
- (2) 匿名加工情報を含む場合は、匿名加工情報を含む旨
- (3) 匿名加工情報を含まない場合は、匿名加工情報を含まない旨

3 甲は、第1項の申請があった場合、甲の定める基準に従い審査の上、データ連携基盤への掲載が適当と判断したときには、乙によるメタデータのデータ連携基盤への掲載を認めるものとする。

4 前項の審査により、甲がメタデータのデータ連携基盤への掲載が不適当と判断した場合、甲は乙に対し、メタデータの修正又は一部削除を求めることができる。乙が、甲の指示に従い、メタデータの修正又は一部削除を行った場合、甲は前項に従い、再度メタデータの審査を行うものとする。

5 甲は、第3項により掲載を認めたデータについては、速やかに、乙が第1項の申請の際に甲に明示した範囲内でのみ、データ連携基盤上で他の会員が閲覧可能となる措置をとるものとする。乙は、いつでも、甲が別途定める方法により、甲に対し、閲覧可能な範囲を変更するよう求めることができ、甲は速やかに当該変更に応じて、閲覧可能となる範囲を変更するものとする。

6 甲が乙によるメタデータのデータ連携基盤への掲載を認めた後、甲が次の各号その他掲載が東京データプラットフォーム事業や本規約の趣旨に照らし不適切と判断する場合は、乙と協議の上メタデータを削除することがある。

- (1) 相当期間に渡ってメタデータが更新されず、陳腐化している場合
- (2) 東京データプラットフォーム事業の範囲の変化や法令等外部環境の変化により、掲載されているメタデータを契機としたデータの提供に関する契約の締結が不要となった場合

## 第4条（メタデータ変更の届出）

乙は、メタデータの内容に変更が生じた場合は、甲が別途定める様式及び方法にて、甲に対し、速やかに変更の内容の通知を行うものとする。この場合、甲は、前条第3項及び第4項に従い、変更後のメタデータのデータ連携基盤への掲載の適否を判断するものとする。

## 第5条（甲の免責）

本サービスは、甲が提供可能なものを、現状のままで提供されるものとする。甲は、乙に対し、明示又は黙示を問わず、本サービスについて次の各号を含むあらゆる事項について、一切の表明及び保証を行わない。

- （1） 本サービスについての目的適合性、権原、商品性、完全性、利用可能性、安全性又は権利侵害の不存在
  - （2） 本サービスに中断がなく、不具合、エラー又は障害が生じないこと
  - （3） 本サービス、本サービスに関連して送信される電子メール、ウェブコンテンツ等にコンピューター・ウイルスその他の有害な要素がないこと
  - （4） 本サービスの存続又は同一性が維持されること
- 2 甲は、乙による本サービスの利用に関して損害が発生したとしても、甲に故意又は重過失がない限り当該損害について一切の法的責任を負わないものとする。

## 第6条（乙の責任）

乙は、他の会員に対して提供しようとするデータに基づき、正確に、かつ虚偽のないメタデータのみデータ連携基盤上で提供するものとする。なお、乙と他の会員との協議の結果、データ連携基盤上に掲載されたメタデータとは異なる情報を持つデータを乙から他の会員に対して提供することを妨げるものではない。

- 2 乙が会員規約第 23 条第 2 項に基づき他の会員とデータの提供に関する契約を締結した場合、甲が別途定める様式及び方法にて、契約締結の旨、契約の相手方その他契約の内容について甲に通知するよう努めるものとする。
- 3 前項の通知の有無にかかわらず、乙は他の会員又は第三者との間で発生した一切のトラブル及び紛争について自己の責任及び費用負担において解決するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。
- 4 前項のトラブル又は紛争が生じた場合で、当該トラブル又は紛争が生じる前に乙が第 2 項に基づく通知を行っていたときは、甲は中立性に留意しつつ、合理的な範囲で当該トラブル又は紛争の解決に協力するよう努めるものとする。
- 5 乙は、甲に対し、次の各号に定める事項を表明し、保証する。
  - （1） メタデータが甲又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（営業秘密その他の不正競争防止法上保護された情報を含む。）又は財産を侵害するものでないこと
  - （2） メタデータが甲又は第三者の名誉若しくは信用を毀損せず、又はプライバシーを侵害するものでないこと
  - （3） メタデータに個人情報、仮名加工情報及び個人関連情報を含まないこと
  - （4） メタデータが甲又は第三者を不当に差別若しくは誹謗中傷し、又は第三者への不当な差別若しくは誹謗中傷を助長するものでないこと
  - （5） メタデータがコンピューター・ウイルス等の有害なプログラムを含むものでないこと

- と。また当該有害なプログラムを送信し、又は送信する機能を含むものでないこと
- (6) メタデータが甲又は第三者の機器、設備、システム等の利用若しくは運用に支障を与え、又は負担となる機能を含んでいないこと
  - (7) その他、犯罪を構成若しくは助長し、公序良俗若しくは法令等に違反し、又はそれらのおそれのあるものでないこと

#### 第7条（本サービスの利用中止）

乙は、甲に対し、いつでも、データ連携基盤へのメタデータの掲載を停止することを求めることができる。

- 2 前項の求めがあった場合、甲は速やかにデータ連携基盤へのメタデータの掲載の停止を行うものとする。

#### 第8条（甲によるメタデータの利用等）

乙は、甲が乙や他の会員にアドバイザーサービスを提供するに際して、甲がデータ連携基盤に掲載することを希望して甲に対し提示したメタデータを利用する（甲と共同してアドバイザーサービスを提供する者による利用も含む。）こと、他のアドバイザーサービスを利用する会員及び甲と共同してアドバイザーサービスを提供する者に提供することを許諾するものとする。

#### 第9条（メタデータの強制削除）

甲は、乙が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合には、通知催告を要することなく直ちにデータ連携基盤上からメタデータを削除し、本サービスの利用登録を解除することができる。

- (1) 第6条第5項各号の表明保証に違反したとき
- (2) 本規約の定めのある違反があるとき
- (3) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押えその他の保全処分若しくは差押処分を受けたとき
- (4) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき
- (5) 甲又は第三者の知的財産権（特許権、著作権、実用新案権、意匠権、商標権等）を侵害したとき
- (6) 甲又は第三者の信用又は名誉を毀損したとき
- (7) 本サービスの運営を妨げ、又は支障を及ぼしたとき
- (8) その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき

2 前項に基づく本サービスの利用登録の解除を行う場合、甲は乙に通知することなく、直ちにメタデータのデータ連携基盤上からの削除を行うことができる。

- 3 甲は前二項により乙に生じる不利益についての責任を負わないものとする。

## 第10条（有効期間）

乙による本サービスの利用期間は、利用登録日から1年間とする。ただし、利用期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による利用終了の申し出がないときは、従前と同一の条件で更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

2 前項に規定する利用期間中であっても、乙が東京データプラットフォームの会員ではなくなった場合（その理由は問わない。）、乙による本サービスの利用も当然に終了するものとする。

## 第11条（不可抗力免責）

本サービスの利用期間中において、天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害、停電、通信設備の事故、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止又は緊急メンテナンス、法令の制定改廃その他の甲及び乙の責に帰すことができない事由による本規約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については、甲及び乙は責任を負わない。

## 第12条（利用料金）

本サービスは無料で提供されるものとし、甲は本サービスの利用の対価としての利用料金を乙から徴収しない。

2 甲は、今後の本サービスやその環境の変化を踏まえ、本サービスを有料とすることがある。その場合の手続は、有料とする際に別途定めることとする。

## 第13条（本サービスの提供中止）

甲は、本サービス用の設備等の保守を行う場合、保守を行う日の5開庁日前までに東京データプラットフォームウェブサイト(<https://www.tdpf-hp.metro.tokyo.lg.jp/>)で乙に周知するものとする。乙は保守が行われる場合、一時的に本サービスが中断されることがあることをあらかじめ承諾する。

2 甲は、次の各号に定める事由が生じた場合には、乙に事前に通知又は周知することなく、一時的に本サービスを中断することがある。

- (1) 通信の利用ができなくなった場合
- (2) 本サービス用設備等の保守を緊急に行う場合
- (3) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- (5) 戦争、動乱、暴動、争乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (6) その他、運用上又は技術上の理由から、甲が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

## 第14条（本サービスの廃止）

甲は、いつでも本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとする。この場合、甲は、

東京データプラットフォームウェブサイト(<https://www.tdpf-hp.metro.tokyo.lg.jp/>)に掲載すること、又は乙が登録したメールアドレスに電子メールを送信すること、その他適宜の方法で、事前に乙に通知又は周知するものとする。

2 甲は、前項に基づき本サービスを廃止したことにより、乙その他第三者に損害が生じたとしても（乙が第三者から損害賠償の請求を受けた場合を含む。）、当該損害について一切責任を負わないものとする。

3 甲は、第1項に基づいて本サービスを廃止した場合、甲が保有する乙に関する情報その他の情報を全て消去することができるものとする。

### 第15条（残存条項）

乙による本サービスの利用終了後も、第5条（甲の免責）、第8条（甲によるメタデータの利用等）、本条、第16条（権利義務の譲渡）、第18条（準拠法）及び第19条（合意管轄）は有効に存続する。

### 第16条（権利義務の譲渡）

甲及び乙は、本規約上の当事者の地位又は本規約に基づく権利義務の全部若しくは一部を、相手方の事前の書面による承諾がない限り、第三者に譲渡、移転若しくは承継させ、又は担保権の設定その他一切の処分をすることはできない。

### 第17条（規約の追加・変更）

甲は、乙の一般の利益に適合する場合又は本規約の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して、合理的と判断した場合には、本規約を変更することができるものとする。

2. 甲は、本規約を変更する場合には、当該変更内容及び変更の効力発生日を東京データプラットフォームウェブサイト(<https://www.tdpf-hp.metro.tokyo.lg.jp/>)に掲載すること又は乙が登録したメールアドレスに電子メールを送信することその他適宜の方法により、乙に周知するものとする。

### 第18条（準拠法）

本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

### 第19条（合意管轄）

甲及び乙は、本規約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

### 第20条（協議事項）

本サービスに係る権利義務の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

**【附則】**

本規約は、令和6年3月18日から施行する。